

グループ扱いに関する細則
(2018年4月10日 サービス委員会制定)

グループ扱いとは、同一の職場、学校等において会員が5人以上在籍し、あらかじめ定めたグループ責任者（会員でなくとも可）が会員に関する事務手続きを代表して、年会費の取りまとめ納入、会誌の配本等を行うものです。会員からグループ扱いへの申し出があった場合、あるいはグループ扱い責任者が会員の意向を照会し承諾を得た場合などにグループ扱いとすることができます。グループ扱い責任者は、グループ扱い専用ページを利用することができます。

1. グループ扱い責任者の役割

①本会から送付する会誌（冊子体）のグループ扱い会員への配付

会誌（冊子体）はグループ扱い責任者宛に一括して発送するので、到着次第、グループ扱いに属する会員に配付する。

②年会費等の取りまとめ納入

年会費等は前払い制となっているため、本会からは毎年1月中旬に翌年度年会費の請求を行うが、6月末日までにグループ扱い会員の年会費等の取りまとめ納入をする。グループ扱いの請求明細書については、グループ扱い専用ページから取得することができる。振込みの際には、本会から送付の振替用紙を利用するか、下記の口座に振込むものとする。

・ゆうちょ銀行（郵便局） 店番 019 当座預金 00120-0-35300

口座名：一般社団法人電子情報通信学会

・三菱UFJ銀行 本店 普通預金 7636769

口座名：一般社団法人電子情報通信学会

なお、請求明細書の内容に相違がある場合には、会員課まで連絡する。

③グループ扱いの会員に異動があった場合の本会への連絡

グループ扱いの会員の転入（個人扱いからグループ扱いへ）及び転出（グループ扱いから個人扱いへなど）は、速やかにグループ扱い専用ページから変更申請を行う。会誌等送付先変更希望の場合は、毎月15日までに連絡する。15日までに変更連絡が学会事務局に連絡されたものは、翌月号発送分から適用される。

④新会員の勧誘と退会者の慰留

自職場や学校等内の本会非会員に、入会の勧誘を行う。また、グループ扱い会員が退会を希望した際は、慰留の口添えをする。

⑤グループ扱い会員への勧誘

同一の職場、学校等において、グループ扱い会員となっていない会員がいる場合は、グループ扱いへの加入を勧誘する。

⑥その他相互連絡に必要な事項

本会に連絡の際は必ずグループ扱い番号（7桁）を知らせる。

2.事務手数料の支払いについて

グループ扱い責任者には本会から事務手数料を支払う。事務手数料は、毎年3月末日の各グループ扱いごとの会員数により、下記の金額を直接グループ扱い責任者へ支払う（原則として、銀行振込とするので振込先口座名などを本会に連絡すること。現金での事務手数料受け取りが困難な場合は、同額程度の記念品を贈呈する。

【グループ扱い会員人数と事務手数料】

5人～9人	1,000円
10人～19人	2,500円
20人～49人	5,000円
50人～	10,000円

3. グループ扱いへの新規申し込み

以下の情報を本会会員課まで連絡して、グループ扱いIDの発行を受ける。

- ・グループ責任者名、連絡先（所属名、送付先住所、電話番号、メールアドレス）
- ・会員5人以上の氏名、会員番号

本件問い合わせ先

一般社団法人電子情報通信学会 会員サービス部会員課

電話 (03) 3433-6691(#1) / FAX (03) 3433-6659 E-mail : kaiin@ieice.org